

有田市空き家・空き地バンク仲介手数料補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

有田市長 望 月 良 男

有田市訓令第 18 号

### 有田市空き家・空き地バンク仲介手数料補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、空き家又は空き地の有効的な利活用の促進並びに移住定住による地域の活性化を図るため、有田市空き家・空き地バンク実施要綱（令和 3 年訓令第 16 号。以下「実施要綱」という。）の規定により登録された空き家又は空き地の売買又は賃貸借契約に要する仲介手数料に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 実施要綱第 6 条の規定により空き家・空き地バンクに登録された空き家をいう。
- (2) 空き地 実施要綱第 6 条の規定により空き家・空き地バンクに登録された空き地をいう。
- (3) 物件 空き家又は空き地をいう。
- (4) 物件登録者 実施要綱第 6 条の規定により登録を受けた者をいう。
- (5) 利用希望登録者 実施要綱第 9 条の規定により登録を受けた者をいう。
- (6) 仲介手数料 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第 1 項に規定する宅地建物取引業者が受けることができる報酬をいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる物件登録者は、仲介手数料を支払った者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 利用希望登録者と物件の売買契約又は賃貸借契約を締結すること。
- (2) 和歌山県宅地建物取引業協会加盟業者を介し、令和 3 年 4 月 1 日以後に物件の売買契約又は賃貸借契約を行ったこと。
- (3) 当該仲介手数料に係る契約が、3 親等以内の親族との間で締結したものでないこと。
- (4) 過去に、この要綱による補助金を受けていないこと。
- (5) 本市に対し、市税の滞納がないこと。
- (6) 物件登録者を含む世帯員がいずれも有田市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 12

号) 第2条第3号に規定する暴力団員等であると認められる者又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。

2 補助金の交付対象となる利用希望登録者は、仲介手数料を支払った者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 物件登録者と物件の売買契約又は賃貸借契約を締結すること。

(2) 物件に住所を有する予定であって、補助金の交付をされた日から10年間は有田市に居住する意思があること。

(3) 利用希望登録者を含む世帯員がいずれも暴力団員等でないこと。

(4) 前項第2号から第5号までに規定する要件を全て満たしていること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、物件登録者と利用希望登録者との間で売買契約又は賃貸借契約が成立したときに、物件登録者又は利用希望登録者が宅地建物取引業者に支払った仲介手数料の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、5万円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、有田市空き家・空き地バンク仲介手数料補助金交付申請書(様式第1号)及び誓約書兼同意書(様式第2号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 物件に係る売買契約書又は賃貸借契約書の写し

(2) 宅地建物取引業者に支払った仲介手数料の領収書の写し

(3) 建物登記簿の全部事項証明書の写し(空き家に係る売買契約を締結した利用希望登録者のみ)

(4) 土地登記簿の全部事項証明書の写し(空き地に係る売買契約を締結した利用希望登録者に限る。)

(5) 住民票の写し(利用希望登録者に限る。)

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請ができる期間は、仲介手数料の支払いをした日の属する年度の3月31日までとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、申請者から前条第1項の申請書を受理した場合は、書類の審査及び必要な調査を行い、有田市空き家・空き地バンク仲介手数料補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果補助金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における補助金の交付ができない場合は、速やかに有田市空き家・空き地バンク仲介手数料補助金不交付決定通知書(様式第4号)によりその旨を申請者に通知する。

(交付の請求)

第7条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、30日以内に有田市空き家・空き地バンク仲介手数料補助金交付請求書(様式第5

号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 売買契約により取得し、この要綱により補助金の交付を受けてから10年を満たない間に有田市から転出したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) その他市長が不相当と認めたとき

(補助金の返還)

第9条 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、有田市空き家・空き地バンク仲介手数料補助金返還命令書(様式第6号)により、補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。